

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
1	条例全般	方向性	条例は、 <u>協議会の制度の大枠・活動指針</u> となるものにする。	ワークショップ・委員	○	前文、第1条、第5条、第11条、第12条関係で具体的な事業などを明記することで、郷づくりの目的、役割、郷づくり推進事業を示すことで、活動指針となるようにしています。
2	条例全般	方向性	<u>地域住民の主体的な活動を支援、促進し、地域課題の解決や活性化</u> を図るための <u>枠組み</u> を定めること。	委員	○	第3条関係に明記しました。
3	条例全般	方向性	<u>まちづくり、地域づくり、郷づくりを理解しやすい条例</u> にしてほしい。 <u>位置付けや方向性</u> など。	ワークショップ	○	まちづくり、地域づくり、郷づくりの位置付けについては、解説書第2条関係の中で説明しています。
4	条例全般	方向性	誰しものが分かり、 <u>共感ができる条文</u> にしてほしい（職員、市民、新しく市民になった人に対して）。市が素案を作り、 <u>市民みんなで作る</u> 。	ワークショップ	○	前文などで、郷づくり推進条例制定の趣旨について、なるべく分かりやすい文体を用いました。今後、協議会、審議会、パブリックコメントなどを通し、市民みんなで作っていきます。
5	条例全般	方向性	<u>みんなで郷づくりをすることが大切</u> 。	ワークショップ	○	前文に明記しています。
6	条例全般	方向性	<u>協議会が活動しやすくなるような条例</u> 。 （縛りを弱く、郷づくりの自由度を増すような条例）	ワークショップ・委員	○	郷づくりに特化した条例を制定し、協議会が活動しやすい条例を目指しています。全ての内容を条例に明記することを避け、郷づくりの自由度が増すようなものになっています。
7	条例全般	方向性	<u>郷づくりのアイデアやメリット</u> が分かる条文を入れてほしい。	ワークショップ	○	前文に明記しています。
8	条例全般	方向性	郷づくり地域ごとの特性があるが、 <u>郷づくり全体で統一的な動き</u> がない。	ワークショップ	○	条例全体で郷づくりの方向性を示しています。それぞれ地域性がありますが、目指す方向は同じであることをこの条例で示しています。
9	条例全般	方向性	<u>郷づくりを知らない人</u> にも <u>条例を確認</u> してほしい。	ワークショップ	○	パブリックコメントなどを実施予定です。郷づくりに関わる人以外にも広く意見をもらう予定です。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
10	条例全般	方向性	<u>条例を制定する目的</u> を明確にする。	ワークショップ	○	第1条関係に明記しています。
11	条例全般	方向性	筑紫野市地域コミュニティ推進条例第10条「 <u>協議会への支援</u> 」の「 <u>その他必要な支援</u> 」を条文に入れてほしい。	ワークショップ	○	第7条関係に明記しています。
12	条例全般	方向性	<u>活動している人が納得</u> できる条例。	ワークショップ	○	活動している人が納得できるように代表者会議や事務局員会議で内容を説明し、進めていきます。
13	条例全般	方向性	条例は、抽象的なため、事例を積み上げた <u>実務的な運用指針が必要</u> である。	ワークショップ	△	実務的な運用指針として、「実行プラン」を策定しています。この実行プランでは、市が行うべき具体的な方策や取り組み内容を示しています。解説書の第7条関係の中に明記しています。
14	条例全般	方向性	条例は縛りが強いので、大切だからと何でも書き込むことはやめた方がいい。 <u>条例に書けないことは、どの例規に書き込むか整理</u> して分かりやすく示せば、それでいいと思う。	ヒアリング	○	整理表の作成を行い、条例や解説書に明記した内容を整理しています。
15	条例全般	方向性	条例ができることで、地域が何か義務を負わされるのかと心配になる。 <u>条例ができることで、地域にとって何が良くなるのか</u> 明確に示してほしい。	ヒアリング	○	解説書の中で「条例の制定で何がかわるか」について説明をしています。
16	条例全般	方向性	条例が活動者の指針となり、 <u>郷づくりの目指す方向性</u> がはっきりするといい。	ヒアリング	○	第1条関係に明記しています。
17	条例全般	方向性	共働やコミュニティ全般の推進について条例を制定している自治体もあるが、福津市では、そのような全般的な条例ではなく、 <u>郷づくり推進に特化し、実効性を伴った条例</u> を制定していただきたい。	答申書 ワークショップ	○	解説書の中で「条例を制定した目的」について説明しており、郷づくりに特化した条例を制定することで郷づくりを後押しすることができると思っています。
18	条例全般	方向性	<u>条例の定期的な見直し</u> 、必要に応じて改正すること。	委員	○	第16条関係に明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
19	条例全般	方向性	2024年の自治法改正 （指定地域共同活動団体制度）について、条例の中で言及（市が地域活動を指定する制度）。	ワークショップ・委員	×	指定地域共同活動団体制度が2024年に創設されており、肯定的な意見もありますが、市が協議会をコントロールするように捉える意見もあることから、この条例とは別で整理したいと考えています。
20	条例全般	方向性	コミュニティのビジョン・計画の総合計画体系への組み込み。	委員	×	現在、福津市として「まちづくり基本構想」という大きな指針があり、その中の分野別目標として「郷づくり基本構想」があります。そのため、郷づくりにより特化した取り組みを進めるため、まちづくり基本構想の中に位置付けは行わない予定です。
21	条例全般	方向性	郷づくり基本構想内容を行政指導の指針 に組みこむ（参考：秦野市まちづくり条例）。	委員	×	各種行政指導については、個別の条例等に規定していることから、郷づくり推進条例内での言及は避けています。
22	条例全般	方向性	福津市で良かったとメリット が感じられるまちづくり。	ワークショップ	○	前文に明記しています。
23	条例全般	方向性	「目的」や「手段」 を明確にする。	ワークショップ	△	「目的」については、第1条関係に明記していません。ワークショップで「手段を明確に」という意見をいただいておりますが、何を指すか明らかでなかったため、解説書を含め内容として入れていません。
24	条例全般	位置付け・役割	条例ができて機能しない のではないかと。条例って本当に必要なのか分からない。条例が 郷づくりの実情にどの程度影響 があるものなのか。理解が難しい。（例えば、条例に強制力があるのかなど。罰則がないため。）	ワークショップ	○	解説書の中で「条例の制定目的」、「条例制定後に何がかわるか」について説明しています。
25	条例全般	位置付け・役割	「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」と「郷づくり推進条例」が二重構造に見える。内容が重複しないように、 推進条例はあくまで「郷づくり推進」に限定 して極力スリムにすべき。 2つの条例の位置関係 も明確にしてほしい。	ヒアリング	○	今回の条例については、郷づくりに特化した条例になっています。2つの条例の位置関係については、解説書の中で説明しています。
26	条例全般	情報公開・個人情報	市が 個人情報保護 を重視するあまり、地域が必要な情報を得られず、地域活動に支障が生じている面があるため、そこに対する 何らかの対応方策 を条例の中で規定する。	答申書	×	近年、個人情報の適切な取り扱いが求められている中で協議会の透明性の確保及び信頼を維持するため、条例で個人情報の提供について言及していません。ただし、個人情報保護法を遵守する中で、協議会が個人情報の適切な利用ができる方策がないか他自治体の事例を参考に検討していきます。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
27	条例全般	情報公開・個人情報	個人情報保護 に関する規定（三条市では、災害時要援護者の名簿作成に「 逆手挙げ方式 」を採用。 （例えば、新潟県三条市では「逆手上げ方式」がある）	委員	×	新潟県三条市のように「逆手挙げ方式」を取り入れることで協議会が個人情報の観点から動きやすくなる仕組みを作ることに肯定的な意見もありますが、近年、個人情報の適切な取り扱いが求められている中で協議会の透明性の確保及び信頼を維持するため、条例で個人情報の提供について言及していません。ただし、個人情報保護法を遵守する中で、協議会が個人情報の適切な利用ができる方策がないか他自治体の事例を参考に検討していきます。
28	条例全般	情報公開・個人情報	市から 協議会 への支援を強化するためにも、協議会自らが活動の透明性を積極的に高め、 情報公開に努めること を規定していただきたい。	答申書	○	第13条関係に明記しています。
29	条例全般	情報公開・個人情報	個人情報保護法 の取り扱いが 分からない 。	ワークショップ	×	第14条関係において、個人情報の取り扱いについて明記していますが、詳細な個人情報保護法の内容については、今回解説書を含め言及していません。
30	条例全般	中間支援組織	中間支援組織（未来共創センター）の位置付け 明記（明石市協働のまちづくり推進条例のように）する。	委員	○	解説書第6条関係で「中間支援」について明記しています。多様な主体とのつながる機会の創出の核としてキッカケラボがあることについて説明しています。
31	条例全般	その他	条例の逐条解説書 のようなものを 作成 する。	ワークショップ	○	解説書を作成しました。
32	条例全般	その他	協議会 による市への 意見具申・苦情申し立て とその取扱い。 → 審議会	委員	○	第15条関係で明記しています。郷づくりに関する施策等の決定の際は、協議会と審議会それぞれから意見を聴取することとしています。
33	位置付け・役割	位置付け	協議会 は、 市の下請け である。	ワークショップ	○	前文及び第2条関係に協議会の位置付け、第3条関係の中で市と協議会はパートナーとしてより良い地域づくりを目指していることを明記しました。
34	位置付け・役割	位置付け	郷づくりの主体が市であると誤解されないよう、あくまで 主体は「地域」であり「市民」 であるということを明確にしていきたい。 市民活動を通して住みやすいまちにつながる。	答申書・ ワークショップ	○	第1条、第2条関係に明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
35	位置付け・役割	位置付け	条例による郷づくりの位置付け・理念の明確化。	委員	○	第2条、第3条関係に明記しています。
36	位置付け・役割	位置付け	行政は、伴走役。	委員	○	第3条関係に明記しています。
37	位置付け・役割	位置付け	「 市民公益活動※ 」の定義を追加してほしい（郷づくり基本構想P14）。 ※ 市民及び事業者等が自主的かつ自発的に行う公益性のある活動。営利活動、宗教活動、政治活動などは除く。	ヒアリング	△	第2条関係の郷づくりの定義の中で明記しています。
38	位置付け・役割	位置付け	郷づくりの目的、協議会の位置付け・構成・役割を分かりやすく入れてほしい。	ヒアリング	○	第1条、第2条、第5条、第11条関係に明記しています。
39	位置付け・役割	位置付け	協議会と自治会は対等 である。	ワークショップ	○	第2条関係に定義を明記し、位置付けを明らかにしています。
40	位置付け・役割	位置付け	市が地域に丸投げ しすぎている。	ワークショップ	○	第3条、第6条、第7条関係に市が伴走し、支援することを明記しています。解説書の中で、協議会等に対する市の関与が不十分と捉えられている現状について、言及しています。
41	位置付け・役割	位置付け	条例の中で「 代表者会議を位置付け て、市に対してしっかり提案できるようにしてほしい。	ヒアリング	○	第7条関係に明記しています。
42	位置付け・役割	位置付け	郷づくりは、 8つの地域性 がある。	ワークショップ	○	前文の解説書の中で記載しています。
43	位置付け・役割	位置付け・役割	「自治会があれば協議会は必要ないのではないか」と疑問の声がある。「郷づくり」の成り立ちから紐解いて考え、市民にとってやっぱり郷づくりは必要だとすれば、 協議会・自治会・市の位置付けや役割 を明確にしてほしい。自治会・町内会は重要だが、郷づくりと混同してはならない。	ヒアリング・委員	○	解説書の中で郷づくりの成り立ちを説明しています。協議会・自治会・市の位置付けや役割については、第2条及び第4条から第6条関係までに明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
44	位置付け・役割	位置付け・役割	どこまで 地域 に任されているのか、どこまで 市 がやるのか、それぞれの 位置付けと役割 を明確にしていきたい。	答申書	○	第2条及び第3条から第6条関係までに明記しています。
45	位置付け・役割	役割	郷づくりが地域の魅力を作っていく ことを明記する。	ワークショップ	○	前文、第1条から第3条関係までに明記しています。
46	位置付け・役割	役割	あくまで堅くなりすぎず、 自由 にしなやかに「したいこと」「できること」を基軸に 地域を楽しむ ために 郷づくり がある。	委員	○	前文に明記しています。
47	位置付け・役割	役割	推進計画とモニタリング → 審議会 の位置付け。	委員	○	第15条関係に明記しています。
48	位置付け・役割	役割	郷づくりは、学校をはじめ、様々な所とつながることができる。	ワークショップ	○	第5条関係に明記しています。
49	位置付け・役割	役割	他の協議会との連携する上で、 役割 を明確にする。	ワークショップ	○	第5条関係に明記しています。
50	位置付け・役割	役割	協議会は「攻め」 の役割がある。	ワークショップ	△	条例の中で直接的な表現は用いていませんが、第5条関係の中で魅力ある地域づくりを進める中心的な役割は協議会であることを表現しています。
51	位置付け・役割	役割	自治会の役割 は、身近な地域の福祉、 安心安全を「守る」 役割がある。	ワークショップ	○	第2条関係に明記しています。
52	位置付け・役割	役割	メリット・デメリットで判断できない 郷づくりの「楽しさ」 。 (郷づくりは、「楽しさ」がキーワード)	ワークショップ	○	前文に明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
53	位置付け・役割	活動	協議会 がやるべき活動を明確にしてほしい（必須分野・選択分野など。郷づくり基本構想 P 26）。	ヒアリング	○	第12条関係に明記しています。
54	位置付け・役割	活動	協議会 の目的や活動内容、運営方法などを定め、地域活動を円滑に進めるための 仕組み を提供するもの。	委員	○	第5条、第11条関係に明記しています。
55	位置付け・役割	活動	子ども育成会が弱体化している。代わりとして、協議会で子ども育成に関する事業を行っていききたい。 コミュニティ・スクールの連携強化 が必要。	ヒアリング	○	第5条、第12条関係に明記しています。
56	位置付け・役割	その他	自治会 の後押しができる 仕組み を取り入れる。一つの自治会で解決できないことを郷づくりで解決し、 自治会がやりたいことを協議会が支援 する。	ワークショップ	○	第5条関係に明記しています。
57	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	地域活動に関わる人、関わらない人の差 がある。市民参加意識が低い（あくまで努力義務）。	ワークショップ	○	第4条関係に明記しています。
58	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	若い人のアイデア を引き出し、そこから新しい人を巻き込む。	ワークショップ	△	第7条関係の中で「対話の場づくり」について、第9条関係の中で「多様な主体との学ぶ機会を市が作る」と解説書に明記しており、多様な主体の中には、若い世代も含まれています。今後、具体的な支援策については、検討していきます。
59	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	広く市民の皆さんの声を反映させるため、検討過程に協議会の関係者に参加いただいたうえで、 市民意見公募 手続（パブリックコメント）も実施していただきたい。	答申書	○	パブリックコメントについては、実施予定です。
60	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	協議会の原則の明示 あるいは指針の作成（例：朝来市「地域協働の指針」）に関する規定。	委員	×	現段階で協議会の原則又は指針という形で、広く市民に郷づくりの方向性を示すかは検討中です。今回条例を作った上での条例の方向性などについては、解説書とは別で広く市民が理解できるように簡易で分かりやすい資料を作成する予定です。
61	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	「地域カルテ」に基づく「地域ビジョンの作成」の支援 。	委員	△	第10条関係の中で「地域カルテ」と「地域ビジョン」について触れています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
62	郷づくり推進に向けた取り組み	方向性	<u>コミュニティ組織同士の情報交換、相互視察</u> の仕組みを作る。	委員	○	第7条関係に明記しています。なお、解説書の中で相互視察については、説明しています。
63	郷づくり推進に向けた取り組み	仕組み	<u>頑張っている人</u> に何か <u>メリット</u> がある仕組みを作る。	ワークショップ	○	第3条関係に明記しています。
64	郷づくり推進に向けた取り組み	仕組み	<u>古参者と新参者</u> が対立したときに <u>間に入る仕組み</u> がほしい。	ワークショップ	×	第5条関係の中で市民が参加しやすい環境づくりに努めることとしています。また、第3条関係の中で「お互いに十分尊重すること」としており、昔から住んでいる人も新しく住んだ人も郷づくりを通して理解し合えるような環境づくりに努めます。なお、具体的な支援策については、郷づくり基本構想や実行プランなどで検討していくため、条例の中では言及していません。
65	郷づくり推進に向けた取り組み	仕組み	<u>地域コミュニティ課</u> が <u>動きやすくなる</u> 仕組み。	ワークショップ	×	具体的な地域コミュニティ課が動きやすくなるような仕組みを条例に記載はしていませんが、第7条関係を明記することで、地域コミュニティ課が動きやすくなると考えています。
66	郷づくり推進に向けた取り組み	仕組み	<u>県の補助金</u> などを <u>活用</u> し、金銭的問題の解決をする。	ワークショップ	×	県の補助金など、助成金に関する案内などを積極的に行うことで、金銭面での支援も考えています。
67	郷づくり推進に向けた取り組み	仕組み	<u>島根県奥出雲町三沢地区</u> の「 <u>チャレンジ応援金</u> 」制度のようなもので、負担感ない仕組み	ワークショップ	×	チャレンジ応援金制度のように、負担感が少ない仕組みについては、今後実行プランの中で整理するため、条例の中では言及していません。
68	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	「 <u>協議会の活動に積極的に関わったり、協議会と連携したりすることが、学校や家庭に求められる</u> 。」という趣旨の旨を規定していただきたい。	答申書	○	第6条関係に明記しています。
69	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	郷づくりを推進するには、 <u>市からの人・お金・場所の支援</u> が必要。	ヒアリング	△	「人」と「お金」の支援については、第7条、第9条関係に明記しています。「場所」の支援については、今後の支援策として、実行プランなどで検討していきます。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
70	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	市の支援が弱い。	ワークショップ	○	第7条関係に明記しています。
71	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	協議会の活動が円滑にいくように、条例に 市が支援する責務 があることを明記してほしい。	ワークショップ	○	第7条関係に明記しています。
72	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	庁内体制のあり方を含め、 バックアップの根拠 として必要。	ワークショップ	○	第7条関係に明記しています。
73	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	市が郷づくりにどう関わっていくか を明確にしていきたい。 例) 市の支援策、地域自治に対する市の適切な距離感	答申書	○	第3条、第6条、第7条関係に明記しています。
74	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	地域と市 がコミュニケーションをとり、 協力関係 に立つように明記していただきたい。例) 対話の場 をもち、 第三者機関 も関わる場を設け、郷づくりのあり方を継続的に見直す機会をつくる。	答申書	○	第3条、第7条、第15条関係に明記しています。
75	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	情報共有の仕組み。	委員	○	第6条関係に明記しています。
76	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	行政に求められるコミュニティ支援のための姿勢。 一律に扱わない 。それぞれの熟度・ 地域の実情に応じた支援 。	ワークショップ・委員	○	第6条関係に明記しています。
77	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	活動支援ではなく、組織支援 （＝主体性形成）を心掛ける。	委員	○	第6条関係の解説書の中で明記しています。
78	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	他協議会の人と話す機会があり、多くの情報が得られた。 協議会同士の横のつながりをつくる機会 をもっと作ってほしい。	ヒアリング	○	第7条関係に明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
79	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	<u>市民参加の仕組み</u> を取り入れる。	ワークショップ	○	第3条、第4条関係に明記しています。
80	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	地域に関連が深い <u>大型事業（開発事業など）</u> の進行中は、 <u>職員配置に配慮（担当が変わるなど）</u> してほしい。人事異動で市職員が変わるが、一から説明することが大変。	ヒアリング	×	人事異動については、やむを得ず一定の期間が経つと行われるため、根本的な解決をすることは困難です。ただし、大型事業実施時など、ある一定期間同一の職員が行うことが望ましい場合について、人事担当部署などにその旨伝えたいと考えています。
81	郷づくり推進に向けた取り組み	市の支援	協議会だけでは各種団体との連携が進まない。 <u>拠点に市職員を配置</u> してほしい。	ヒアリング	×	拠点に市職員を配置することは、人員配置の関係もあることから厳しいと考えています。各種団体との連携する機会については、第9条関係の中でもあるようにキッカケラボなどの活用も一つの方法として考えています。
82	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	<u>郷づくり</u> が若い世代や子どもが楽しいと思う <u>魅力づくり</u> をしていることを伝えたい。	ワークショップ	○	前文、第3条関係に明記しています。
83	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	<u>子どもを通じて郷づくりのことを知ってもらいたい。</u>	ワークショップ	○	第6条関係に明記しています。
84	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	<u>郷づくりのPR</u> してほしい（例えばキッカケラボなどに）。	ワークショップ	○	第8条関係に明記しています。解説書の中で、キッカケラボについては、触れています。
85	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	<u>郷づくりの認知度</u> が低い。	ワークショップ	○	第8条関係に明記しています。郷づくりに特化した条例を制定することで、郷づくりを知るきっかけにもなると考えています。その他広報紙やSNSなども活用し、市としても郷づくりをPRしていきます。
86	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	<u>基本条例11条「地域づくり」の認知度不足</u> がある。	ワークショップ	△	基本条例の地域づくりの考え方については、第2条関係の解説書の中で説明しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
87	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	郷づくりの認知度が上がるようにPRにも工夫が必要。市も啓発を強化してほしい。	ヒアリング	○	第8条関係に明記しています。広報紙やSNSなども活用し、市としても郷づくりをPRしていきます。
88	郷づくり推進に向けた取り組み	認知度	拠点で行政サービスを行えば人が来るのではないかな。	ヒアリング	×	第5条関係の中で拠点のあり方について触れています。拠点は、市民のふれあいの場としての役割もあることから、行政サービスを行うことも肯定的な意見もある一方で、協議会が郷づくりを行うスペースが減る懸念もあります。拠点のあり方を含め、今後協議会の意見を聴きながら進めていきたいと考えています。
89	郷づくり推進に向けた取り組み	郷づくり拠点	交流センターが土日休館では市民が関わりにくい。休館日を見直してほしい。	ヒアリング	△	拠点については、土日休館については福津市郷づくり交流センター条例で規定しており、条例改正も含め今後検討していきます。現状実行プランの中で拠点制約の緩和策として、一部地域で試行的に休館日の変更を行っているところです。また、公共施設のあり方（複合化・再活用）を検討する機会にあわせて、活動場所の確保に努めます。
90	郷づくり推進に向けた取り組み	郷づくり拠点	拠点がせまく活動しにくい。拡大整備してほしい。	ヒアリング	×	第5条関係の中で拠点のあり方について触れています。拠点自体を拡大することは、現状財政面的に厳しいところがありますが、広さに差があり活動する上で支障が出ていることは認識しています。例えば、自治公民館の活用や近隣の協議会同士での会議室の借用など広い視野をもって活動場所の確保に関する支援策に努めます。
91	交付金	啓発	「地域予算制度」が自治会に浸透していない。市も周知に力をいれてほしい。	ヒアリング	△	第7条関係の解説書の中で「地域予算制度」について明記しています。自治会長説明会の中でも地域予算制度のことを取り上げており、今後とも積極的な周知に努めていきます。
92	交付金	財政支援	市の財政援助が不足しているため、条例に財政支援について明記する（武器になる）。	ワークショップ	○	第7条関係に明記しています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
93	交付金	財政支援	地域の状況に基づき、 <u>一定になるような予算付け</u> をしてほしい。	ワークショップ	×	条例の中では直接的に言及していませんが、交付金の算定方法については令和7年度交付金の検討委員会で検討を行いました。今後も代表者会議などで、協議会の意見を聴きながら地域の実情に合わせた財政支援に努めます。
94	交付金	財政支援	<u>交付金、委託料、指定管理料</u> などを通じた <u>財政的な支援</u> に取組むこと。	委員	△	第7条関係に交付金について明記しています。ただし、具体的な費目などについては、規則等で明記していく予定です。
95	交付金	財政支援	<u>財政処置などを明確</u> にし、地域住民が安心して活動できる環境を整備すること。	委員	○	第7条関係で明記しています。
96	交付金	財政支援	<u>協議会への権限</u> の移譲は、 <u>財源とセット</u> で行うべきである（郷づくり基本構想P17）。	ヒアリング	×	解説書第7条関係で一部権限移譲について触れています。ただし、郷づくり基本構想の中など、権限や財源の移譲については条例と別で整理していきます。
97	交付金	仕組み	<u>自主財源の仕組み</u> が重要であり、自主活動につながると思う。	ワークショップ	×	条例の中で直接的に言及していませんが、郷づくりの自主財源の仕組みについては、代表者会議や勉強会で協議会の意見を聴きながら進めていきます。
98	交付金	仕組み	<u>別団体を作って委託</u> する。地域ごとの特徴ニーズを汲み取ることにつながると思う。	ワークショップ	×	第7条関係で財政支援については明記していますが、具体的な使い方については、協議会の直接的な意見を反映させた上で、交付金の使い方（別団体に委託するなど）の自由度を高めるため、規則等で明記する予定です。
99	交付金	その他	各郷づくりで <u>収益事業を認めてほしい</u> 。現状、対価を出すことができない。	ワークショップ	×	条例の中で直接的に言及していませんが、郷づくりの収益事業については本格的に開始する方向です。代表者会議などで協議会の意見を聴きながら進めていきます。
100	交付金	使い方	役員手当が低く、 <u>ボランティア</u> で活動に参加することとなっているため、 <u>有償にしたい</u> 。	ワークショップ	△	第7条関係で財政支援については明記していますが、具体的な使い方については、協議会の交付金の使い方の自由度を高めるため、規則等で明記する予定です。
101	交付金	使い方	交付金の使い方が地域によって異なるため、 <u>交付金の使い方が分かる条例</u> にしてほしい。	ワークショップ	△	第7条関係で財政支援については明記していますが、具体的な使い方については、協議会の交付金の使い方の自由度を高めるため、規則等で明記する予定です。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
102	交付金	その他	郷づくりの 収入を自由に使える形 にしてほしい。特別な事業は、別予算にする。	ワークショップ	×	条例の中で直接的に言及していませんが、郷づくりの収入などのあり方については、代表者会議等で協議会の意見を聴きながら進めていきます。
103	交付金	その他	算定基準を見直し してほしい（検討委員会で検討中）。 ・公平性のある基準にしてほしい。 ・人財育成に力をいれるため、増額してほしい。 ・人口規模ばかりでなく、環境保全する面積も考慮してほしい。 ・自治活動推進事業「12万円×自治会数」・・・一律12万円ではなく、人口規模を考慮してほしい。	ヒアリング	×	交付金検討委員会で、算定基準については、見直しを検討しました。具体的な算定方法については、協議会の交付金の使い方の自由度を高めるため、規則等で明記する予定です。
104	人財発掘・育成	人財発掘・育成	マッチング（他団体や個人など） 。	委員	○	第9条関係に明記しています。
105	人財発掘・育成	人財発掘・育成	郷づくりの 活動者や担い手不足 で困っている。 若い人の参加 が少ない。	ヒアリング・ ワークショップ	△	条例の中で直接的に言及していませんが、活動者や担い手不足、若い人(子育て世代や現役世代なども含む)参加の加入促進に向け、第7条関係や第9条関係の中で、方向性を示しています。
106	人財発掘・育成	人財発掘・育成	協議会運営者には、自治会との関係性を構築など資質がとても重要だが、 人財発掘が難しい。市が積極的に関わり、持続可能な仕組みに向けて取り組んでほしい。	ヒアリング・ ワークショップ・ 委員	○	第9条関係に明記しています。
107	人財発掘・育成	人財発掘・育成	活動者に尊敬が集まるよう にしてほしい。	ワークショップ	○	第3条関係に明記しています。
108	人財発掘・育成	人財発掘・育成	郷づくりの 活動者 を住民登録の有無に関わらずメンバーとしてほしい。また、 団体や企業 などの加入促進にも力を入れてほしい。	ワークショップ	○	前文及び第2条関係に明記しています。
109	人財発掘・育成	人財発掘・育成	コミュニティ・スクールの特性を生かした取組 を取り入れてほしい。子どもや保護者に郷づくりのことはしてもらったことができるため。	ワークショップ	△	第6条関係に明記しています。郷づくり基本構想などで具体的な方向性を示し、コミュニティ・スクールの特性を生かした支援策を検討します。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
110	人財発掘・育成	人財発掘・育成	人財発掘や育成は、地域の役割だけでなく、 市もバックアップ することとして、 市の責務 として入れていただきたい。	答申	○	第3条、第9条関係に明記しています。
111	市職員	関わり方	職員の多く住む地域 は、 職員 が関わる。	ワークショップ	×	条例の中で直接的に言及していませんが、第9条関係の中で市職員の意識向上に努める規定を設けています。市内在住に関わらず、市職員全体で郷づくりへの認識を深め、積極的な郷づくりへの参加を呼び掛けていきます。
112	市職員	関わり方	職員がより地域の中に入って 活動する。	ワークショップ	○	第9条関係に明記しています。
113	市職員	関わり方	他の職員や部署などのコネクション が大切。	ワークショップ	△	条例の中で直接的に言及していませんが、第7条関係の中で「その他支援」という表現を用いています。この「その他支援」には、関係部署との連携も含まれており、解説書の中に明記しています。また、地域担当職員を通して市職員と協議会とのつながりを作っていきます。
114	市職員	関わり方	地域担当職員 にもっと踏み込んで郷づくりに関わってほしい。事業の企画段階から一緒に考えたり、市職員なりのアイデア出しや関係部署との パイプ役 を担ってもらいたい。	委員・ヒアリング	○	第7条関係に明記しています。
115	市職員	方向性	市職員の意識向上 （地域に寄り添う、配慮する）。	ワークショップ	○	第9条関係に明記しています。
116	市職員	方向性	八代市の「市職員の意識及び参加促進」 のような条文を入れてほしい。	ワークショップ	△	第9条関係に明記しています。八代市の条文を一部アレンジしています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
117	自治会加入	仕組み	<u>自治会役員の担い手不足</u> を改善したい。 （住んでいて良かったと思えることが重要。協議会では対応できない。）	ワークショップ	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入者が減る中で、自治会加入促進の具体的な市の支援策は、実行プランや郷づくり基本構想などに基づき行っていきます。なお、条例の前文の中で「福津市で良かった」と感じられるようにするために、郷づくりを推進する旨明記しており、郷づくりを通して、市民が住んでいて良かったと思えるまちづくりを目指します。
118	自治会加入	自治会加入	自治会加入率の低下は、協議会運営に影響する。 <u>自治会加入促進に向けた市の対策を強化</u> するように条例に書き込んでほしい。	ヒアリング・ ワークショップ	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入者が減る中で、自治会加入促進の具体的な市の支援策は、実行プランや郷づくり基本構想などに基づき行っていきます。
119	自治会加入	自治会加入	自治会加入は、強制力がなく、努力義務である。 <u>全ての福津市民が自治会に加入</u> するようにしてほしい。	ワークショップ	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。また、自治会加入を義務化について条例で定めることは、憲法上できないことから、条例に規定することは現状できません。自治会加入促進の具体的な市の支援策は、実行プランや郷づくり基本構想などに基づき行っていきます。
120	自治会加入	自治会加入	<u>自治会加入のメリット</u> が分かるような条例にしてほしい。	ワークショップ	△	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入のメリットと直結していないかもしれませんが、解説書の第2条関係の中で自治会の活動を一部紹介することで、自治会加入の大切さについて表現しています。
121	自治会加入	自治会加入	<u>自治会加入促進に向けた成功事例</u> や、地域で楽しく暮らすための <u>ノウハウ</u> を、協議会や自治会に共有してほしい。	ヒアリング	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入に向けた成功事例やノウハウについては、実行プランや郷づくり基本構想などに基づき行っていきます。
122	その他	規則	<u>規則でも執行機関の支援を義務付け</u> るものが必要。	ワークショップ	×	第7条関係の中で市が協議会を支援することについて義務付けており、条例との重複を避けるため、規則等で規定する予定はありません。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
123	その他	規則	規則でも <u>協議会の承認を受ける</u> ことで、 <u>執行機関の独断での変更を妨げるもの</u> にしてほしい。	ワークショップ	△	条例の改正は議会の議決が必要であり、規則等の改正は市長の決定で行います。規則等の改正をする際においても、市の独断にならないよう、協議会の意見聴取などの規定を設けるか検討していきます。
124	その他	規則	市と郷づくりの協議が規則に基づき行われていない。 <u>規則に沿った指導を協議会に市がすべき</u> である。	ワークショップ	×	市としては、規則等に基づき、支援や指導を行っている認識です。ただし、実際、どのような例規に基づいて行われているか分かりづらいところもあるため、条例制定後、協議会に対し、代表者会議や事務局員会議で説明を行い、条例や規則の理解を深めたいと考えています。
125	その他	規則	<u>規則の中に代表者会議と郷づくりの実効性を高める規定</u> を設けてほしい。	ワークショップ	△	代表者会議の位置付けについては、第7条で規定しています。なお、規則等で具体的な運用規定については、明記していく予定です。
126	その他	中間支援組織	市は人のつながる機会としてキッカケラボを案内するが、 <u>ラボを機に人がつながるイメージが湧かない。事例が知りたい。</u>	ヒアリング	△	解説書の中で、キッカケラボについて紹介しており、一部事例についても入れています。また、令和7年12月に実施した代表者会議の中では協議会の人へキッカケラボについて紹介を行いました。
127	その他	中間支援組織	ラボには地域に興味をもつ若い世代の人たちが集まっていて、郷づくりとつながる例もある。もっと <u>協議会の人へのラボのPRが必要</u> である。	ヒアリング	△	解説書の中で、キッカケラボについて紹介しています。また、令和7年12月に実施した代表者会議の中では協議会の人へキッカケラボについて紹介を行いました。
128	その他	防災	<u>災害時に協議会同士で連携し、協定を結ぶ</u> （災害ボランティアで対象外のことを協議会同士のつながりで補う）。	ワークショップ	×	条例の中では直接的に言及していませんが、災害時における協議会のあり方について、防災担当部署とも連携し検討していきたいと考えています。
129	その他	防災	ハザードマップだけではなく、郷づくりや自治会ごとの違いに合わせて動けるような仕組みを設ける（ <u>地域ごとに防災</u> ）。	ワークショップ	×	条例の中では直接的に言及していませんが、協議会や自治会ごとの違いに合わせて災害時に動ける仕組みを設けることについては、今後防災担当部署や地域コミュニティ課も含め検討していきたいと考えています。
130	その他	防災	災害時には、 <u>防災推進委員を活用</u> する。	ワークショップ	×	条例の中では直接的に言及していませんが、防災推進員の活用については、代表者会議の中でも出ており、今後防災担当部署において検討していきたいと考えています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
131	その他	防災	各協議会の 防災部会に市職員が参加 する。	ワークショップ	×	条例の中では直接的に言及していませんが、防災担当部署の意見も聴きながら、防災部会の構成メンバーについては検討していきます。
132	その他	防災	福津市は、防災力が低いと、 防災力を充実 してほしい。（市の準備不足を感じる）	ワークショップ	△	令和7年8月豪雨により、市は甚大な被害を受けました。市としても今回の災害の経験を生かし、防災担当部署を中心に防災力の充実に努めています。この条例の中では第12条関係の中で「自主防犯及び自主防災に関すること」を自主事業としており、市としても協議会の事業の一つに防災分野を入れ、協議会全体で防災に取り組んでいきたいと考えています。
133	意見・感想	位置付け・役割	条例は、「手段」である。 （他の自治体の条例の中には、行動自体が目的となっているものもある）	ワークショップ	△	解説書の中で「条例の制定で何がかわるか」について入れています。条例制定は、あくまで郷づくりを後押しする手段の一つとして考えています。
134	意見・感想	課題	市が面倒と思うことを協議会に押し付けない。	ワークショップ	△	第3条関係の解説書の中で明記しています。市が協議会に押し付けるのではなく、伴走支援することを基本理念としています。
135	意見・感想	課題	新参者の相談する場所がない。	ワークショップ	△	条例の中で直接的に言及していませんが、第7条関係に市民が交流や意見交換ができる機会の創出を明記しています。この市民の中には、新しく住み始めた人なども含まれており、交流や意見交換を通して、日頃の悩みなどを相談できる場づくりに市としても努めていきます。
136	意見・感想	規則	条例や規則の認識が全体的に浅い。	ワークショップ	△	条例制定に伴い、郷づくりに関連する規則や要綱などは変更する予定です。協議会に対し、代表者会議や事務局員会議で説明を行い、条例や規則の理解を深めたいと考えています。第16条関係を規定しており、条例について定期的に認識を持つことができるとともに、協議会をはじめさまざまな人の意見も適切に反映できるようにしていきます。
137	意見・感想	仕組み	ディベロッパーに自治会参加 を呼びかける。	ワークショップ	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入者が減る中で、今後市としても自治会への支援策の一つとしてディベロッパーなどの呼び掛けを検討していきます。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
138	意見・感想	仕組み	実行プランを充実 させることが大事。市の実行プランを変更してはどうか。	ワークショップ	△	実行プランの話は、解説書の中に入れていません。この実行プランは、令和6年度から令和8年度が実施期間であることから、大きな変更は令和9年度以降に取り入れる。
139	意見・感想	市職員	市役所職員OBが居住の自治会役員に入る。	ワークショップ	×	自治会の話のため、郷づくりとは別で整理したいと考えており、条例では言及していません。自治会加入者が減る中で、今後市としても自治会への職員の関わり方など含め支援策を検討していきます。
140	意見・感想	条例制定について	条例制定は、まだ早い。	ワークショップ	○	条例制定については「まだ早い」という意見をいただいておりますが、郷づくりを後押しするために条例が今必要であると考えています。そのことについては、解説書の中に入れていきます。
141	意見・感想	その他	外国人も住みはじめ、 地域住民が多様化 している。	ワークショップ	△	条例の中で直接的ではありませんが、前文の中で外国人の方をはじめ、新たに福岡県外や福津市外から引っ越して住む人なども増えている市の現状を表現しています。
142	意見・感想	その他	空家対応 については、 協議会では難しい。	ワークショップ	△	条例の中で直接的に言及していませんが、第7条関係（市の支援）の中で「その他支援」という表現を用いています。近年、空家が増加する中で、協議会で対応することは困難な状況であることから、空家担当部署と協議会が相談や連携ができるような支援も今後考えています。
143	意見・感想	その他	郷づくりの話をして自治会の話になる。	ワークショップ	○	第2条関係に明記しています。協議会と自治会が別組織であることを明確にするため、解説書の中で説明しています。
144	意見・感想	その他	市の進む方向にモヤモヤする。例えば、育成会やシニアクラブは衰退しているのに、制度はずっと変わらない。 市が課題のある組織を見直す時期 に来ていると思う。	ヒアリング	×	条例の中では直接的な言及はしていませんが、協議会の構成団体の一つであることから、各種団体の制度のあり方について関係部署と連携し、進めていく必要があると考えています。
145	意見・感想	出来事	福岡工業大学の人が話を聞きに来てくれた。	ワークショップ	×	福岡工業大学と連携して「新しい地域自治への挑戦」をテーマに、拠点の活用方法や働く世代とつながるアイデアを考える取り組みをしています。その中で出た学生の意見も参考にし、さまざまな郷づくりの支援策の中に反映できたらと考えています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
146	意見・感想	出来事	<u>福中未来会議で「郷づくり」をテーマに取り上げてくれた。</u>	ワークショップ	△	福間中学校では、中学校3年生を対象としたコミュニティ・スクール行事「未来会議」が行われています。その中のテーマの一つとして「郷づくり」が取り上げられ、中学生目線でのさまざまな郷づくりに関する意見が出ています。子どもが郷づくりに関する学術機会の創出は大切であると考えており、第6条関係の中で協議会と学校、家庭が連携し合えるような支援を市が行うことを市の責務としています。
147	意見・感想	認知度	<u>条例は、市民に郷づくりを知るきっかけになる</u> といい（条例は、注目される）。	ワークショップ	△	条例を制定することは、「郷づくりを後押し」する根拠になるとともに、郷づくりを知るきっかけになると考えています。また、郷づくりを知るきっかけ作りとして、第8条関係を明記しています。条例制定を足掛かりとし、市広報紙や郷づくりホームページなどで郷づくりのPRを行っています。
148	意見・感想	方向性	理想と現実のギャップを埋める <u>実効性のある「手段」</u> を考える必要がある。	ワークショップ	△	実務的な運用指針としては、「実行プラン」を策定しています。この実行プランでは、市が行うべき具体的な方策や取り組み内容を示しています。なお、解説書の第7条関係の中で説明しています。
149	意見・感想	防災	<u>市民の防災意識が高まっている。</u>	ワークショップ	△	令和7年8月豪雨により、市は甚大な被害を受けました。協議会の中でも防災に力を入れたイベントを実施しているところも増えており、市民全体で防災意識が高まっていると感じています。第12条関係の中で「自主防犯及び自主防災に関すること」を自主事業としており、市としても協議会の事業の一つに防災分野を入れ、協議会全体で防災に取り組んでいきたいと考えています。
150	意見・感想	ワークショップ感想	<u>ワークショップを通して、さまざまな協議会の事情・意見を知ることができて良かった。</u>	ワークショップ	△	令和7年10月17日に実施した郷づくり推進条例（仮称）ワークショップでは、協議会に関わるさまざまな人との交流の場ともなりました。互いの協議会の取り組みや実情を知るきっかけにもつながったことから、今後も協議会同士や市民との交流の場を設けていきたいと考えています。直接的ではありませんが、第7条関係に意見交換ができる機会の創出について明記し、解説書の中で具体的な支援策の一つとしてワークショップを入れています。

資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）

番号	区分	細区分	内容	意見が出た場	条例・解説書等への記載の有無	条例・解説書等への記載理由
151	意見・感想	ワークショップ感想	ワークショップを1年に1回してほしい。 (市民と協議会のワークショップを実施してほしい)	ワークショップ	△	令和7年10月17日に実施した郷づくり推進条例（仮称）ワークショップでは、協議会に関わるさまざまな人との交流の場ともなりました。互いの協議会の取り組みや実情を知るきっかけにもつながったことから、今後も協議会同士や市民との交流の場を設けていきたいと考えています。条例の中では直接的に言及していません、第7条関係に意見交換ができる機会の創出について明記し、解説書の中で具体的な支援策の一つとしてワークショップを入れています。ワークショップの具体的な方法については、今回解説書の中で言及していませんが、頂いた意見も参考に進めていきます。